



県章

# 群馬県報

平成22年  
7月30日(金)  
第8810号

## 目次

ページ

### 告 示

○自衛官の募集(危機管理室)	2
○特定有害物質によって汚染されている区域の指定(環境保全課)	2
○保安林予定森林(森林保全課)	3
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	3
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○道路の供用開始(同)	4
○道路の区域変更(同)	4
○道路の供用開始(同)	5
○兼用工作物の管理協議の成立(河川課)	5

### 公 告

○土地利用基本計画の変更(土地・水対策室)	6
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・ボランティア推進課)	6
○同	6
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(同)	7
○同	7
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	8
○土地改良区の定款変更認可(同)	8
○土地改良事業計画の変更認可(同)	8
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	9
○開発工事の完了(建築住宅課)	9

### 雑 報

○平成21年度群馬県市町村職員共済組合の決算の要旨(市町村課)	10
---------------------------------	----

### 選挙管理委員会告示

○政治団体の名称等	11
○政治団体の異動事項	12
○政治団体の解散届出	13
○資金管理団体の名称等	13

### 人事委員会公告

○平成22年度群馬県警察官A(武道指導)第2回及びB(武道指導)採用試験の実施	14
---	----

## ■ 告 示

### ◎群馬県告示第224号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成23年3・4月入隊の自衛官候補生の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり定める。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 募集期間 平成22年8月1日から同年9月10日まで
- 2 試験期日並びに試験場の名称及び位置

#### (1) 男子

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
平成22年9月4日（土）※1	新町試験場	高崎市新町1080 陸上自衛隊新町駐屯地
平成22年9月11日（土）		
平成22年9月25日（土）※2	相馬原試験場	北群馬郡榛東村大字新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地

※1 平成22年9月3日までに出席された方の中から40名を指定します。

※2 平成23年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者

#### (2) 女子

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
平成22年9月26日（日）	相馬原試験場	北群馬郡榛東村大字新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地

### ◎群馬県告示第225号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 富岡市富岡211番2の一部、211番4の一部、213番4の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物（富岡市富岡211番2の一部、211番4の一部に限る。）、シアン化合物（富岡市富岡211番2の一部、213番4の一部に限る。）並びにふっ素及びその化合物（富岡市富岡211番2の一部、211番4の一部に限る。）

## ◎群馬県告示第226号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林に指定する予定である。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡東吾妻町大字原町字下荻ノ沢3533、乙3541、3543、甲3544、乙3544、3546、3547、3549、字遠方3653、3654、3655
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び東吾妻町役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第227号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成22年7月14日	高崎市	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	平成22年7月15日	前橋市	法令殺

## ◎群馬県告示第228号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	353号	吾妻郡中之条町大字市城字曾利450番の3地先から同郡同町大字青山字駒形338番の5地先まで	前	6.0～31.2	981.0
			後	10.5～31.2	981.0

## ◎群馬県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県吾妻県民局中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡東吾妻町大字岩下字春日906番の1地先から同郡同町大字同字同946番の8地先まで	平成22年7月30日
	353号	吾妻郡中之条町大字市城字曾利450番の3地先から同郡同町大字青山字駒形338番の5地先まで	

## ◎群馬県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県利根沼田県民局沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	道木佐山沼田線	沼田市下沼田町字善桂寺原806番の1地先から同市善桂寺町字羽十二84番の3地先まで	前	7.6～11.3	598.6
			後	8.0～17.2	598.6

## ◎群馬県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県利根沼田県民局沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	道木佐山沼田線	沼田市下沼田町字善桂寺原806番の1地先から同市善桂寺町字羽十二84番の3地先まで	平成22年7月30日

## ◎群馬県告示第232号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、群馬県県土整備部河川課及び群馬県東部県民局館林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

一級河川 の 名 称	河川管理 施設の名称	河川管理 施設の位置	管理を行う者 の氏名及び住所 (法人にあ っては、その 名称及び住所 並びに代表者 の氏名)	管 理 の 内 容	管 理 の 期 間	管 理 協 定 締 結 の 日
谷田川	左岸堤防	左岸 邑楽郡明和 町大輪82 番3地先か ら同186 番地先まで	道路管理者 明和町長 恩田久 邑楽郡明和町 新里250番 地1	(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持及び修繕 (2) 路肩に接する法面で当該路肩から法長1mまでの範囲にあるものについての維持 (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧	平成22年3月12日から道路の占用の存続する日まで	平成22年3月12日

**■ 公 告**

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県企画部土地・水対策室及び館林市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 変更年月日 平成22年7月21日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更（「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり）

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年7月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人工房・喫茶オリーブ
- 3 代表者の氏名 藤川ひろ子
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市富士見町原之郷1483番地4
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者・児及びその家族に対して、憩いの場を提供する事業を行い、障害者・児及びその家族が地域で豊かに、かつ主体的に生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。また、障害者・児に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業を行い、障害者・児の生活や環境を十分に理解した利用者本位の地域福祉の実現に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年7月12日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人優尽会
- 3 代表者の氏名 近藤健志

- 4 主たる事務所の所在地 前橋市箱田町1652番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、認知症高齢者に対し、小規模多機能居宅介護及び共同生活住居（グループホーム）において家庭的な環境と地域住民との交流のもと、生活支援を行い、地域に寄与することを目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年7月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人広瀬サンサポート
- 3 代表者の氏名 金谷征夫
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市広瀬町二丁目36-12
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「この街で生涯を過ごしたい」の願いに応じて、高齢者の健康と安全、生き甲斐のある街をつくることを目指す活動を目的とする。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化部NPO・ボランティア推進課において縦覧に供する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成22年7月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人在宅福祉たらっぺ会
- 3 代表者の氏名 新井涼賀
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市清野町102番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、在宅要介護者及びその家族の支援に関する事業を行ない、在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があった。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
鐺川	理 事	新 任	岡野光利	富岡市南蛇井871番地
横野平	同	退 任	石井清	安中市中野谷1972番地1
金井南平	同	再 任	山本正五郎	渋川市金井1526番地
	同	同	野村亀造	同 同 1674番地3
	同	同	岸市郎	同 同 1212番地
	同	同	外丸定雄	同 同 568番地
	同	同	千明智	同 同 1734番地1
	同	同	岸正二	同 同 1209番地1
	同	同	岸巖	同 同 84番地1
	監 事	同	目崎徳雄	同 同 439番地6
	同	同	岸勇一	同 同 1644番地
同	同	戸神清	同 同 1466番地	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、横野土地改良区の定款変更を平成22年7月15日認可した。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正明

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、横野土地改良区の土地改良事業計画(維持管理)の変更を平成22年7月15日認可した。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正明

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 組合の名称 みなかみ町矢瀬蟹杵土地区画整理組合
- 2 事業施行予定期間 平成21年4月7日から平成24年3月31日まで
- 3 施行地区 利根郡みなかみ町月夜野字下矢瀬及び字蟹杵の各一部
- 4 事務所の所在地 利根郡みなかみ町後閑318番地
- 5 設立認可年月日 平成21年3月30日
- 6 変更認可年月日 平成22年7月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成22年7月30日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字江原2471-8、2471-10	邑楽郡邑楽町大字狸塚142番地 黒岩優子
2	邑楽郡明和町大輪2371-1、2372-3	邑楽郡大泉町西小泉三丁目17番1号 中村早百合、中村博好
3	吾妻郡中之条町大字中之条町王子原938、937-1、937-7、937-8、941、942-1、942-4	吾妻郡中之条町大字中之条町1091 中之条町長 入内島道隆
4	邑楽郡明和町千津井253-1	邑楽郡明和町千津井297番地1 尾崎純一
5	邑楽郡板倉町大字海老瀬字中新田2507-1	邑楽郡板倉町大字海老瀬2602番地 針ヶ谷昌憲
6	邑楽郡明和町上江黒629-2	邑楽郡明和町新里499番地1 カーサ・ソレアード202号 石井雅也、石井美幸
7	邑楽郡邑楽町大字篠塚字水立1308-1	邑楽郡邑楽町大字篠塚1221番地3 矢口裕介、矢口由佳

## ■ 雑 報

群馬県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成21年度決算の要旨を公告する。

平成22年7月30日

群馬県市町村職員共済組合 理事長 松浦幸雄

損益計算書の要旨

(単位：千円)

	経理区分	短期	長期	預託金 管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
収      入	負担金	5,685,265	19,374,634		209,580	254,333			
	掛金	5,771,736	10,404,022			249,065			
	組合員貸付金利息							330,023	
	利息及び配当金	6,102		272,589	1,478	1,813	1,756,702	13	26,782
	その他収入	632,329			84,474	22,440	1,709	9,058	3,615
	他経理からの繰入金				38,602				
	前年度繰越支払準備金	885,196							
	計	12,980,628	29,778,656	272,589	334,134	527,651	1,758,411	339,094	30,397
支             出	給付金	5,756,647							
	役職員給与				138,615	23,612	28,491	25,911	
	厚生費				194	493,421	37	28	
	特定健康診査等費					17,409			
	旅費・事務費				13,643	3,623	3,854	2,271	1,257
	委託費				9,845	3,012	1,612	1,501	1,247
	支払利息			272,589			1,717,506	245,250	23,066
	老人保健拠出金	119							
	退職者給付拠出金	409,786							
	前期高齢者納付金	1,986,577							
	後期高齢者支援金	2,006,192							
	病床転換支援金	1,633							
	連合会払込金	184,178						23,558	
	連合会拠出金	511,623							
負担金払込金			19,374,634						
掛金払込金			10,404,022						

他経理へ繰入金	38,602								
その他支出	852,621			136,452	14,868	10,873	18,025	1,026	
次年度繰越支払準備金	880,962								
計	12,628,940	29,778,656	272,589	298,749	555,945	1,762,373	316,544	26,596	
差引当期利益金 又は当期損失金(△)	351,688	0	0	35,385	△28,294	△3,962	22,550	3,801	

## 貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	2,454,780	211	154,872	630,220	415,064	13,518,583	99,185	1,021,590
	固定資産			10,509,000	391	389	87,249,080	11,610,675	
	繰延資産								
	資産合計	2,454,780	211	10,663,872	630,611	415,453	100,767,663	11,709,860	1,021,590
負 債	流動負債	41,657	211		980	42,171	89,220,711	201	546
	固定負債	880,963		10,663,872	226,274	34,480	41,897	9,676,633	959,000
	負債合計	922,620	211	10,663,872	227,254	76,651	89,262,608	9,676,834	959,546
資 本	資本剰余金								
	利益剰余金	1,532,160			403,357	338,802	11,505,055	2,033,026	62,044
	資本合計	1,532,160	0	0	403,357	338,802	11,505,055	2,033,026	62,044
負債・資本合計	2,454,780	211	10,663,872	630,611	415,453	100,767,663	11,709,860	1,021,590	

(注) 短期経理の掛金には、任意継続掛金を含む。

## ■ 選挙管理委員会告示

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成22年7月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党群馬県第三選挙区支部	金田克次	下田彰一	太田市細谷町308

自由民主党群馬県第二選挙区支部	腰塚誠	下田彰一	桐生市西久方町1-2-55
-----------------	-----	------	---------------

(2) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
自由民主党群馬県第一選挙区支部	佐田玄一郎	田中祥順	前橋市三俣町1-29-20	衆議院議員

その他の政治団体(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
小林光一後援会	小林光一	小林英子	館林市台宿町1-31
新藤洋一後援会	新藤正弘	新藤玲子	高崎市吉井町塩61-1
山上なるひと後援会	山上成人	渡辺隆司	桐生市新里町武井608-1

### ◎群馬県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成22年7月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党群馬県第一選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分 (公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 衆議院議員
民主党群馬県太田市支部	会計責任者の氏名	馬淵周一	江口優

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
尾身幸次後援会	国会議員関係政治団体の区分 (公職の候補者の氏名及び公職の種類)	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 尾身幸次、衆議院議員
黒沢孝行を育てる会	会計責任者の氏名	馬淵周一	江口優

群馬県飲食業政治連盟	会計責任者の氏名	桑原勝宏	斉藤盛雄
清明会	会計責任者の氏名	志村公男	真下誠治

◎群馬県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は、次のとおりである。

平成22年7月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党群馬県第一選挙区支部	尾身幸次	永田智彦	前橋市国領町1-6-13
自由民主党群馬県第三選挙区支部	谷津義男	関根紀雄	太田市西本町67-3
自由民主党群馬県第二選挙区支部	笹川堯	米田壽徳	桐生市三吉町2-7-53

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
登坂かずひろ後援会	木賊清司	登坂廣	渋川市石原1785-4
利根沼田尾身幸次後援会連合会	国府田担	安藤純吉	沼田市上原町1719-9

◎群馬県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成22年7月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 高山 昇

その他の政治団体

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の届出をした者の氏名
小林光一後援会	館林市台宿町1-31	小林光一	館林市議会議員	小林光一

**■ 人事委員会公告**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成22年度群馬県警察官A（武道指導）第2回及びB（武道指導）採用試験を次のとおり行います。

平成22年7月30日

群馬県人事委員会委員長 福島 江美子

- 1 試験区分及び採用予定人員 警察官A（武道指導）第2回（1名程度）、警察官B（武道指導）（1名程度）
- 2 職務内容 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持並びに柔道又は剣道の指導にあたります。
- 3 受験資格
  - (1) 年齢及び学歴
    - ア 警察官A（武道指導）第2回 昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と群馬県人事委員会が認める学校を卒業した人又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの人で、柔道又は剣道において卓越した技能を有する人
    - イ 警察官B（武道指導） 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、警察官A（武道指導）の学歴に該当する人を除き、かつ、柔道又は剣道において卓越した技能を有する人
  - (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。
    - ア 日本の国籍を有しない人
    - イ 地方公務員法第16条に該当する人
      - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
      - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
      - (ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
      - (エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 4 試験日及び場所
  - (1) 第1次試験 平成22年9月19日（日）  
群馬県警察学校（前橋市元総社町80番5号）
  - (2) 第2次試験 平成22年10月下旬から同年11月上旬までに前橋市内で実施の予定（試験の詳細は、第1次試験の合格通知書で通知します。）
- 5 試験種目
  - (1) 第1次試験
    - ア 教養試験（択一式）
    - イ 論（作）文試験（論（作）文試験の採点は、教養試験の結果により行われな場合があります。）
    - ウ 実技試験
  - (2) 第2次試験
    - ア 人物試験
    - イ 体力検査
    - ウ 身体外形検査
    - エ 身体精密検査
  - (3) 身体外形検査には、次の合格基準があります。

ア 視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又はきょう正視力が1.0以上であること。

イ 色覚 職務遂行に支障がないこと。

ウ 五指腕関節その他 職務遂行に支障がないこと。

#### 6 申込手続、受付期間等

##### (1) 提出書類 申込書

##### (2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、群馬県警察本部（前橋市大手町一丁目1番1号）、県内の各警察署で配布します。

イ 郵送を希望する場合は、封筒の表に赤で「警察官A・B（武道指導）試験案内請求」と書き、140円分の切手をはり、あて先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさ）を同封の上、群馬県警察本部警務課まで請求してください。

##### (3) 申込手続

申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に50円切手をはり、群馬県警察本部警務課に郵送してください。郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に「警察官〇〇申込」（〇〇には、試験区分を記入）と赤で書いてください。

##### (4) 受付期間

ア 受付期間は、平成22年8月16日（月）から同月27日（金）までです。同日までの消印のあるものに限って受け付けます。

イ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

ウ 申込書は、郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する信書に該当するため、ゆうメールや宅配便等による送付はできません。

##### (5) 受験票の送付

平成22年9月3日（金）ごろ受験票を発送しますが、同月10日（金）までに届かない場合は、群馬県警察本部警務課（電話（027）243-0110 内線2652）にお問い合わせください。

#### 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、群馬県警察本部長からの請求に応じて、成績順に提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、平成23年4月1日の予定です。

#### 8 給与 警察官A（武道指導）採用試験に合格して採用された人の現行初任給月額は、202,600円です。

また、警察官B（武道指導）採用試験に合格して採用された人の現行初任給月額は、短期大学卒で185,300円、高等学校卒で170,300円です。ただし、大学院を卒業した人又は採用前に民間企業等に勤務したことのある人は、一定の基準により増額されます。なお、このほか扶養、通勤、期末、勤勉手当等の諸手当があります。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---